

マイナンバーカード関連手続の本人確認書類一覧

有効期間内の書類に限ります。

Aの書類

Aの書類は官公署が発行した顔写真付きの次の書類に限ります。

- ・ マイナンバーカード
- ・ 住民基本台帳カード(顔写真があるもの)
- ・ 運転免許証
- ・ パスポート(旅券)
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳(顔写真があるもの)
- ・ 療育手帳
- ・ 在留カード(顔写真があるもの)
- ・ 一時庇護許可書
- ・ 特別永住者証明書(顔写真があるもの)
- ・ 仮滞在許可書
- ・ 運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る)

Bの書類

「氏名と住所」又は「氏名と生年月日」が記載された書類

★マークの書類2点でカードの交付を受けることはできません。

- ・ 各種年金証書
- ・ 健康保険の被保険者証(健康保険証)
- ・ 年金手帳
- ・ 介護保険の被保険者証(介護保険証)
- ・ 基礎年金番号通知書
- ・ 医療証(乳児、ひとり親、障がい)
- ・ 生活保護受給者証
- ・ 医療受給者証(国民健康保険高齢受給者証等)
- ・ 民間企業の社員証
- ・ ★公共料金の領収書(電気、ガス)※2
- ・ 学生証
- ・ ★税金や国民健康保険等の領収書※2
- ・ 在留カード(顔写真のないもの)
- ・ 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・ 個人番号カード顔写真証明書(マイナンバーカードの交付手続のみ)※1

上の書類以外でBの書類として考えられるものの例

児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、学校名が記載された各種書類

この他の書類をお持ちの場合は、事前に市民課(046-225-2039)までお問い合わせください。

注意事項

※1 個人番号カード顔写真証明書を使用する場合は事前に市民課までお問い合わせください。

※2 発行日又は領収印の日付が手続を行う日から3か月以内のものに限ります。